

第1期中期目標期間終了時の検討に係る意見

平成 30 年 9 月 21 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 清野 佳紀

意 見 書

地方独立行政法人法第 30 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第1期中期目標期間（見込）の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。

平成 26 年 10 月の設立以来、地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、各病院において診療機能のより一層の充実・強化や患者サービスの向上、地域医療連携の推進など大阪市の医療施策として担うべき役割の実施に努め、法人全体としても優秀な人材の確保などに取り組むとともに、人事給与制度の再構築や、業務運営の効率化など、法人経営の基盤固めを着実に進めた点は高く評価できる。

引き続き、政策医療及び高度・専門的医療など大阪市の医療施策として求められる医療を提供するとともに、市域における医療水準の向上、市民の健康の維持及び増進に寄与する公的医療機関としての使命を果たし、一層の診療機能の充実、サービスの向上を図られたい。

また、今後の医療や病院経営をめぐる環境変化に柔軟に対応できるよう、経営基盤の強化に努められたい。

なお、各年度で設定している目標において、達成できなかった項目について、原因を分析し、改善を行うとともに、医療の安全と質の向上に向け、病院職員のワークライフバランスの推進に一層取組まれたい。

以上